

東大阪市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件

東大阪市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月27日提出

東大阪市長 野田 義和

東大阪市火災予防条例の一部を改正する条例

東大阪市火災予防条例（昭和48年東大阪市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第8条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

（1） 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等基準により得られる距離以上の距離を保つこと。

（2） 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、

第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで及び第17号から第19号まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。）及び第4条第1項の規定を準用する。

第9条の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号及び同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

第32条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第43条第1項第5号中「サウナ設備」を「簡易サウナ設備又は一般サウナ設備」に改める。

第66条第5号の次に次の1号を加える。

（5）の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第66条第6号を次のように改める。

（6） 一般サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）

附 則

1 この条例は、令和8年3月31日から施行する。

2 改正後の第8条の2の規定は、この条例の施行の際現に設置している簡易サウナ設備についても適用する。

3 この条例の施行前に改正前の第66条の規定によるサウナ設備に係る届出をした者は、

改正後の同条の規定による同条第 5 号の 2 に掲げる簡易サウナ設備又は同条第 6 号に掲げる一般サウナ設備に係る届出をしたものとみなす。

東大阪市火災予防条例新旧対照表

新	旧
<p><u>(簡易サウナ設備)</u></p> <p><u>第8条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p><u>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</u></p> <p><u>(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置</u></p>	

を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで及び第17号から第19号まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。）及び第4条第1項の規定を準用する。

（一般サウナ設備）

第9条 一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

（1） （略）

（2） 一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置

（サウナ設備）

第9条 サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

（1） （略）

（2） サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設

を設けること。

- 2 前項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第13号まで及び第21号を除く。）の規定を準用する。

（住宅における火災の予防の推進）

第32条の7 本市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

（1） 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、感震ブレーカーその他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

（2） （略）

2 （略）

（消火器に関する基準）

第43条 令別表第1に掲げる防火対象物に存する場所のうち、次の各号に掲げる場所には、消火器を設けなければならない。ただし、令第10条第1項各号の規定の適用を受ける

けること。

- 2 前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第13号まで及び第21号を除く。）の規定を準用する。

（住宅における火災の予防の推進）

第32条の7 本市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

（1） 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

（2） （略）

2 （略）

（消火器に関する基準）

第43条 令別表第1に掲げる防火対象物に存する場所のうち、次の各号に掲げる場所には、消火器を設けなければならない。ただし、令第10条第1項各号の規定の適用を受ける

ものは、この限りでない。

(1) ~ (4) (略)

(5) 簡易サウナ設備又は一般サウナ設備のある場所

2・3 (略)

(火を使用する設備等の設置の届出)

第66条 火を使用する設備又は使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめその旨を所轄消防署長に届け出なければならない。届出の内容を変更しようとする者についても、同様とする。

(1) ~ (5) (略)

(5) の 2 簡易サウナ設備 (個人が設けるものを除く。)

(6) 一般サウナ設備 (個人の住居に設けるものを除く。)

(6) の 2 ~ (14) (略)

ものは、この限りでない。

(1) ~ (4) (略)

(5) サウナ設備のある場所

2・3 (略)

(火を使用する設備等の設置の届出)

第66条 火を使用する設備又は使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめその旨を所轄消防署長に届け出なければならない。届出の内容を変更しようとする者についても、同様とする。

(1) ~ (5) (略)

(6) サウナ設備 (移動式のものを除く。)

(6) の 2 ~ (14) (略)